

天理市訓令甲第 6 号

天理市行政情報化推進委員会規程（平成13年 3 月天理市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

第 3 条第 3 項第 1 号中「及び部長（総務部長を除く。）」を「、部長（総務部長を除く。）及び局長」に改め、同項第 5 号を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。